

韓国：改正個人情報保護法（PIPA）の施行

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年9月20日号

執筆者:

河合 優子

y.kawai@nishimura.com

金 宰煜

ja.kim@nishimura.com

尹 元

w.yoon@nishimura.com

2023年9月15日、韓国の改正個人情報保護法（PIPA）及びその施行令（PIPA-ED）が施行された。今般の改正により、同意取得の要件の明確化、国外移転に関する規制の追加、漏洩事案等が発生した際の規制の追加等がなされており、PIPAの適用を受ける企業やそのグループ会社においては、実務対応に重要な影響が生じ得る。本ニュースレターでは、改正後のPIPA及びPIPA-EDの概要を紹介するとともに、実務対応における留意点にも言及する。なお、PIPAの改正の概要については、[個人情報保護・データ保護規制ニュースレター-2023年3月10日号](#)も参照されたい。

1. PIPA 及び PIPA-ED の改正の経緯

PIPAは、個人情報に関する権利及び利益を保護する目的で2011年9月30日に施行された。2020年8月5日施行の改正法により大きく改正され、今回の改正は2回目の大幅改正である。今回の改正は、個人情報の処理要件の緩和、個人情報の国外移転に関する規律の変更、映像情報処理機器関連規定の整備及びデータ主体の権利の拡大を大きな柱とする。

2. 執行状況（エンフォースメント）

韓国のデータ保護規制当局（個人情報保護委員会）はPIPAの違反について積極的に執行等を行う傾向にあり、韓国国内の企業だけでなく、グローバル企業にも、是正命令を発する例や高額な課徴金を課す例が複数存在する。

改正PIPAの下では、例えば違法な個人情報の収集及び利用、国外移転を含む第三者提供があった場合、当局は総売上高から違反行為と無関係な売上高を除いた額の3%を超えない範囲内で課徴金を課すことができ（PIPA 64条の2）、PIPA-EDはその算定基準を定めている（PIPA-ED 60条の2）。今回の改正による重要な変更点としては、課徴金算定の基準となる売上高につき、改正前は違反行為に関連した売上高としていたのに対し、改正後は総売上高から違反行為と無関係な売上高を除いた額としている点である。

3. 適用事業者・データ主体・個人情報

PIPAは、個人情報処理者に適用される。個人情報処理者とは、業務を目的として個人情報ファイルを運用するために自ら又は他人を通じて個人情報を処理する公共機関、法人、団体及び個人等をいう。PIPAに域外適用を直接認める規定はないものの、域外適用があることを前提とする規定（韓国国内に住所等を有しない個

個人情報処理者の国内代理人指定に関する規定等)が置かれており、規制当局は、韓国語でのサービス提供の有無、韓国人によるサービス利用の有無、韓国国内における事業申告の有無といった一定の基準の下で、積極的に域外適用を認める傾向にある。このような傾向は今回の改正後も特段変わることはないと考えられ、日本企業が韓国国内で個人情報を収集する場合には、PIPA等の適用を受ける可能性がある点に留意が必要である。

PIPAにより保護される「個人情報」とは、生存する個人に関する情報をいい、①氏名、住民登録番号及び映像等を通じて特定の個人を識別できるもの、②当該情報だけでは特定の個人を識別できなくても他の情報と容易に結合して特定の個人を識別できるもの、及び③仮名情報¹をいう。いわゆるビジネスコンタクト情報の例外等は存在しない。

また、個人情報の「データ主体」(情報主体)とは、処理される情報により識別することができる者であって、その情報の主体となる者をいい、その所在地や国籍は問わない。

4. 個人情報の収集・移転の規律

個人情報処理者は、PIPA及びPIPA-EDの定めに従い、個人情報処理方針を策定し公表する必要がある。また、個人情報を収集する際は、原則としてデータ主体の同意を得る必要がある(PIPA 15条1項1号)。改正前のPIPAは同意を得る方法について特段の定めをおいていなかったが、改正PIPAの下では、①データ主体が自由な意思に基づいて同意するか否かを決定できること、②同意の内容が具体的かつ明確であること、③分かりやすい文言であること、④同意するか否かを明確に表示できるような方法をデータ主体に提供していることが求められる(PIPA-ED 17条1項)。PIPAの適用を受ける企業は、自社の同意の取得方法が改正法を遵守しているか見直す必要がある。

個人情報を第三者に移転するためにはデータ主体の同意を得る等一定の要件を満たす必要がある。とりわけ、韓国国外に個人情報を移転させるためには、①国外移転に関する同意を得た場合、②法律・条約・国際協定に個人情報の国外移転に関する特別規定が存在する場合、③データ主体との契約締結及びその履行のために必要な場合で個人情報処理方針による事前開示等の措置を講じた場合、④移転先が個人情報保護委員会の告示する個人情報保護認証を得て個人情報保護のための一定の措置を取っている場合、⑤移転先国等の個人情報の保護水準がPIPAと実質的に同水準である場合のいずれかに該当しなければならない(PIPA 28条の8第1項)。これに違反した場合、国外移転中止命令の対象となり得る(PIPA 28条の9第1項)。

なお、個人情報の処理を他者に委託する場合は、①委託業務遂行以外の目的による個人情報処理を禁止する事項、②個人情報の技術的・管理的保護措置に関する事項、③その他個人情報の安全な管理に関する事項を契約の内容に含める等、一定の要件を満たす契約書を締結する必要があるほか、委託業務内容や受託者をインターネットホームページに掲載する等の対応が必要である(PIPA 26条)。

¹ 本文中の①又は②の情報を(一部の削除といった)仮名処理を行うことにより、元の状態に復元するための追加情報の使用・結合なしには特定の個人を識別できない情報をいう。

5. 移動型映像情報処理機器に関連する規律

今回の改正により、データ主体の同意がある等個人情報の収集が許容される場合のほか、撮影中である旨の適切な告知を行っている状況でデータ主体が拒否の意思を示さず、かつ、当該撮影がデータ主体の権利を不公正に侵害するものでなく合理的な限度にとどまる場合等にも、移動型映像情報処理機器で個人情報を撮影することができるようになった（PIPA 25 条の 2 第 1 項）。撮影中であることの告知は、光、音、案内板等により撮影中であることが分かりやすいように行う必要があるが、一定の場合には規制当局の指定する Web サイトに公示する方法も認められる（PIPA 25 条の 2 第 3 項、PIPA-ED 27 条の 2）。

ただし、撮影拒否の意思表示の方法が必ずしも明確でない等、実務の蓄積が待たれる点は残る。

6. 漏洩等が発生した場合

改正前は個人情報の紛失・盗難・漏洩（以下「漏洩等」）が発生した場合、データ主体への通知及び当局への申告の期限等に関し、情報通信サービスを提供する個人情報処理者とそれ以外の個人情報処理者とで異なる規定が置かれていたが、今回の改正により、全ての個人情報処理者に統一した規制が適用されることとなった。

具体的には、個人情報処理者は個人情報の漏洩等を知ったときは正当な事由がない限り原則として 72 時間以内にデータ主体への通知をしなければならない（PIPA 34 条 1 項、PIPA-ED 39 条）。データ主体の人数や個人情報の種類による限定がないことに留意が必要である。

それに加えて、以下の事案の場合で漏洩等を知ったときは、72 時間以内に当局に申告を行う必要がある（PIPA 34 条 3 項、PIPA-ED 40 条）。

- ・ 1,000 人以上のデータ主体に関する個人情報が漏洩等した場合
- ・ センシティブ情報又は固有識別情報²が漏洩等した場合
- ・ 外部からの不正なアクセスにより個人情報が漏洩等した場合

今回の改正によって通知・申告の期限が変更され、また申告義務が生じる場合が追加されたため、PIPA の適用を受ける企業は、漏洩等の発生時における対応フローが改正法に整合するものであるか、見直す必要がある。

7. データ主体の権利

個人情報の閲覧権、訂正・削除権、処理の停止、同意の撤回等の権利、及び損害賠償請求権等、従前から PIPA の下で認められてきた権利に加え、今回の改正により、データ主体は個人情報処理者に対し、一定の要件を満たす個人情報を自己又は第三者に転送するよう求めることができるようになる（施行日未定の PIPA 35 条の 2）。改正前の PIPA では認められていなかったが、データ主体による個人情報のコントロールを強

² センシティブ情報とは、思想・信条、労働組合・政党への加入・脱退、政治的見解、健康、性生活等に関する情報、遺伝子検査結果に関する情報、前科前歴に関する情報、生体認証情報、人種・民族に関する情報等をいい、固有識別情報とは、住民登録番号、パスポート番号、運転免許番号、外国人登録番号をいう。

化し、データの独占現象を緩和する趣旨で導入されることとなった。

PIPA の適用を受ける企業は、権利行使に関する社内対応体制等が改正法に整合するものであるかも、見直す必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com